

令和6年度 座間市一般廃棄物処理実施計画

1 目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項及び座間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年3月30日条例第14号。以下「条例」という。）第28条の規定に基づき、一般廃棄物の処理に関する単年度ごとの実施計画を次のとおり定める。

2 対象

(1) 対象地域

座間市全域

(2) 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(3) 人口 132,075人（令和5年10月1日現在）

(4) 世帯 62,032世帯（令和5年10月1日現在）

3 ごみ処理実施計画

(1) 一般廃棄物の排出量及び処理量の見込み

単位：トン

一般廃棄物の種類		令和5年度 (速報値)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)
家庭系	可燃ごみ	17,963	18,136	17,519
	不燃ごみ	254	368	357
	資源物	7,757	8,850	9,122
	粗大ごみ	371	416	405
小計		26,345	27,770	27,403
事業系	可燃ごみ	5,361	3,826	3,550
合計		31,706	31,596	30,953

(2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する計画

① 家庭系ごみ排出抑制

サーキュラーエコノミーの推進	民間事業者と連携した不用品のリユースソリューションの導入、リユース食器の活用、フードシェアリングの推進等を通じて、廃棄物の排出を抑制する。
電動式生ごみ処理機・生ごみ堆肥化容器の購入費補助制度	家庭用の電動式生ごみ処理機や生ごみ堆肥化容器の購入費を補助することで導入を推進し、生ごみの排出を抑制する。
啓発活動の実施	5Rをテーマとした遊具を用いた幼児向けの啓発事業から、「ごみゼロゲーム」や座学を含む児童・生徒向け講座、施策を紹介する一般市民向け出張講座まで、幅広い層に向けて啓発活動を行い、廃棄物排出抑制に係る意識を醸成する。

② 事業系ごみ排出抑制

多量排出事業者への指導	前年度において毎月10トン以上又は延べ120トン以上の事業系一般廃棄物を排出した多量排出事業者に対して、減量化計画書に基づき、ごみ減量化の啓発指導を行う。
不適正排出事業所への指導	分別の不十分さ、事業所面積に対する排出量の多さや、家庭ごみ用の集積所に排出する事業者への個別指導等を行う。
一般廃棄物処理業の許可	一般廃棄物処理業については、一般廃棄物の適正な処理を継続的かつ安定的に実施させるためには既存の許可業者のみで行うことが適切であるため、新規許可は、既存の許可を受けている事業者による処理が困難な廃棄物が発生した場合など、一般廃棄物処理計画に適合した場合等を除き行わない。

(3) 収集・運搬計画

① 家庭系ごみ

区分	排出方法	収集回数	実施主体	収集場所		
燃やすごみ	半透明ポリ袋	週2回	直営	集積所		
燃えないごみ	直接排出	月1回	委託	集積所		
粗大ごみ	証紙貼り付け	申込制	委託	戸別		
資源物	乾電池	ビニール袋	月1回	委託	集積所	
	蛍光灯	直接排出	月1回	委託	集積所	
	製品プラスチック	直接排出	月1回	委託	集積所	
	金属類	直接排出	月1回	委託	集積所	
	小型家電	直接排出	月1回	委託	集積所	
	缶（アルミ、スチール）	半透明ポリ袋	週1回 (最終週以外)	委託	集積所	
	びん	半透明ポリ袋		委託	集積所	
	紙（新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック類、ミックスペーパー）	ひもで縛る ミックスペーパーは紙袋に入れる		委託	集積所	
	布	半透明ポリ袋		委託	集積所	
	廃食用油	ペットボトル		委託	集積所	
	ペットボトル	半透明ポリ袋		週1回	直営	集積所
	容器包装プラスチック	半透明ポリ袋		週1回	直営	集積所
	草木類	枝は規定の長さ以下で結束 草は半透明ポリ袋	週2回または 申込制	直営・委託	集積所・戸別	

② 事業系ごみ

事業者は、事業活動を行うに当たり、廃棄物の減量化及び資源化に努めるとともに、事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。（条例第4条第1項）

自ら処理できない場合は、一般廃棄物収集運搬業者に収集・運搬を委託する。

③ 所有者不明の犬・ねこ等の死体

区分	実施主体	処理方法
所有者不明の犬・ねこ等の死体	委託	焼却

④ 市が収集・運搬しないごみ

区分	品目（例）
処理困難物・危険物・有害物・医療系廃棄物	スプリングマットレス、畳、仏壇、ピアノ、自動車部品、オートバイ、タイヤ、ブロック片、タイル、土砂、レンガ、漬物石、ガスボンベ、グラスファイバー製品、ペンキ、エンジンオイル、消火器、農薬、薬品類、パソコン
家電リサイクル法対象の家電製品	テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、ワインセラー、冷凍庫、ウィンドファン

⑤ 一般廃棄物収集運搬業許可業者

別表のとおり

(4) 中間処理計画

① 家庭系ごみ

区分		実施主体	処理方法
燃やすごみ		一部事務組合 (高座清掃施設組合)	焼却
燃えないごみ			破碎・焼却・資源化
粗大ごみ			市(委託)
資源物	乾電池		
	蛍光灯		
	製品プラスチック		
	金属類		
	小型家電		
	缶(アルミ、スチール)		
	びん		
	紙(新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック類、ミックスペーパー)		
	布		
	廃食用油		
	ペットボトル		
	容器包装プラスチック		
	草木類		

② 事業系ごみ

区分	実施主体	処理方法
事業系一般廃棄物	一部事務組合 (高座清掃施設組合)	焼却
事業系一般廃棄物(資源物)	民間資源化業者	資源化

③ 所有者不明の犬・ねこ等の死体

区分	実施主体	処理方法
所有者不明の犬・ねこ等の死体	委託	焼却

④ 処理施設

ア 焼却処理施設

施設名	所在地	処理能力	処理方法
高座クリーンセンター	海老名市本郷1番地の1	122.5 t / 24時間 × 2 炉	ストーカ炉・灰 資源化方式

イ 破碎処理施設

施設名	所在地	処理能力	処理方法
高座クリーンセンター	海老名市本郷1番地の1	14 t / 5時間 (1日5時間)	破碎方式

ウ 資源化関連施設

施設名	所在地	処理能力	処理方法
座間市資源リサイクルセンター	小松原一丁目45番16号	35.0 t / 5時間 缶の選別・圧縮 びんの選別	選別・圧縮
座間市第2資源リサイクルセンター	新田宿2216番地	21.25 t / 17時間	選別・圧縮梱包

(5) 最終処分計画

区分	実施主体	処理方法
焼却残渣 (焼却灰)	委託	薬剤処理後、全量外部委託で 溶融・焼成処理
不燃残渣	委託	資源回収した後、焼却処理

4 生活排水処理実施計画

(1) 発生量及び処理量の見込み

単位：キロリットル

区分	令和5年度（速報値）	令和6年度（見込み）	令和7年度（見込み）
し尿	281	203	182
浄化槽汚泥	3,054	2,745	2,690
合計	3,335	2,948	2,872

(2) 収集・運搬計画

区分	実施主体	収集方法
し尿	直営	戸別
浄化槽汚泥	許可	
生活雑排水	直営	

(3) 中間処理施設

施設名	区分	処理能力	処理方法
高座クリーンセンター	生し尿・浄化槽汚泥	48kl/日 (し尿10kl、 浄化槽汚泥38kl)	し尿：固液分離・希釈後下水道放流 汚泥：脱水後ごみ焼却施設へ搬出

(4) 最終処分計画

区分	実施主体	処理方法
処理残渣	委託	資源化・埋立て